

別表六の二(六)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連事業年	結業年度	法人名
------	------	-----

別表六の二(六) 平二十九・四・一以後終了連結事業年度分

御注意

「比較試験研究費の合計額3」が零の場合には、「増加試験研究費割合5」は記載せず、「試験研究費の増加額に係る税額控除」には、「(4)×(6)」として計算した金額を記載してください。

試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(六)付表「1」の合計)	1	円	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額	超過税額控除割合 $(14 - \frac{10}{100}) \times 0.2$	15	
調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	2			平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除限度額 (13) × (15)	16	円
比較試験研究費の合計額 (各連結法人の別表六の二(七)「10」の合計)	3			当期税額基準額	17	
増加試験研究費の額 (1) - (3) ( (1) ≤ (26) 又は (27) の場合は 0 )	4			<b>「21」欄</b> 試験研究費の増加額に係る税額控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成29年旧措置法第68条の9第4項第1号」 ② 「区分番号」欄：「10469」 ③ 「適用額」欄：「21」欄の金額		
増加試験研究費割合 $\frac{(4)}{(3)}$	5					
試験研究費の増加額に係る税額控除割合 (5) ≥ 30% の場合	6	0.3		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十四)「7」の④)	20	
試験研究費の増加額に係る税額控除割合 (5) < 30% の場合 (5)	7			法人税額の特別控除額 (19) - (20)	21	
試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 (4) × ((6) 又は (7)) ( (4) ≤ ((3) × $\frac{5}{100}$ ) の場合は 0 )	8	円		基準試験研究費の額の計算に関する明細		
当期税額基準 (2) × $\frac{10}{100}$	9			前	当	改定試験研究費の額の合計額 (23) × (24)
当期税額控除 (8)と(9)のうち少ない金額	10			前	当	25
平均売上金額の合計額 (各連結法人の別表六の二(七)「5」の合計)	11		法人事業年度の試験研究費の額の合計額を計算する場合	平	平	円
平均売上金額の10%相当額 (11) × $\frac{10}{100}$	12			平	平	
平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額 (1) - (12)	13			平	平	
試験研究費割合 $\frac{(1)}{(11)}$	14		連事業年度が異なる連結法人の前連結事業年度	基準試験研究費の額 (25)の金額のうち最も多い金額		26
				基準試験研究費の額 (各連結法人の前事業年度又は他の前連結事業年度の月数調整後の試験研究費の額の合計額)		27